

子ども・子育て支援新制度について

平成30年8月10日（金）
行田市健康福祉部子ども未来課

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは・・

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。

関連3法の主なポイント

- ① **認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設**
- ② **認定こども園制度の改善**
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。
- ③ **地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実**
 - ・在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業(地域子育て支援拠点事業・放課後健全育成事業等)として市町村が実施する。

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき、計画を策定、給付・事業を実施する。
- ・国・県は、実施主体である市町村を支える役割とする。

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げにより、財源を確保するもの。

⑥ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備する。
(内閣府に「子ども・子育て本部」を設置。)

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育てを支援する当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる取組として、国に子ども・子育て会議を設置する。
- ・市町村等においても、地方版子ども・子育て会議ともいふべき合議制機関の設置を努力義務とする。

少子化を取り巻く状況

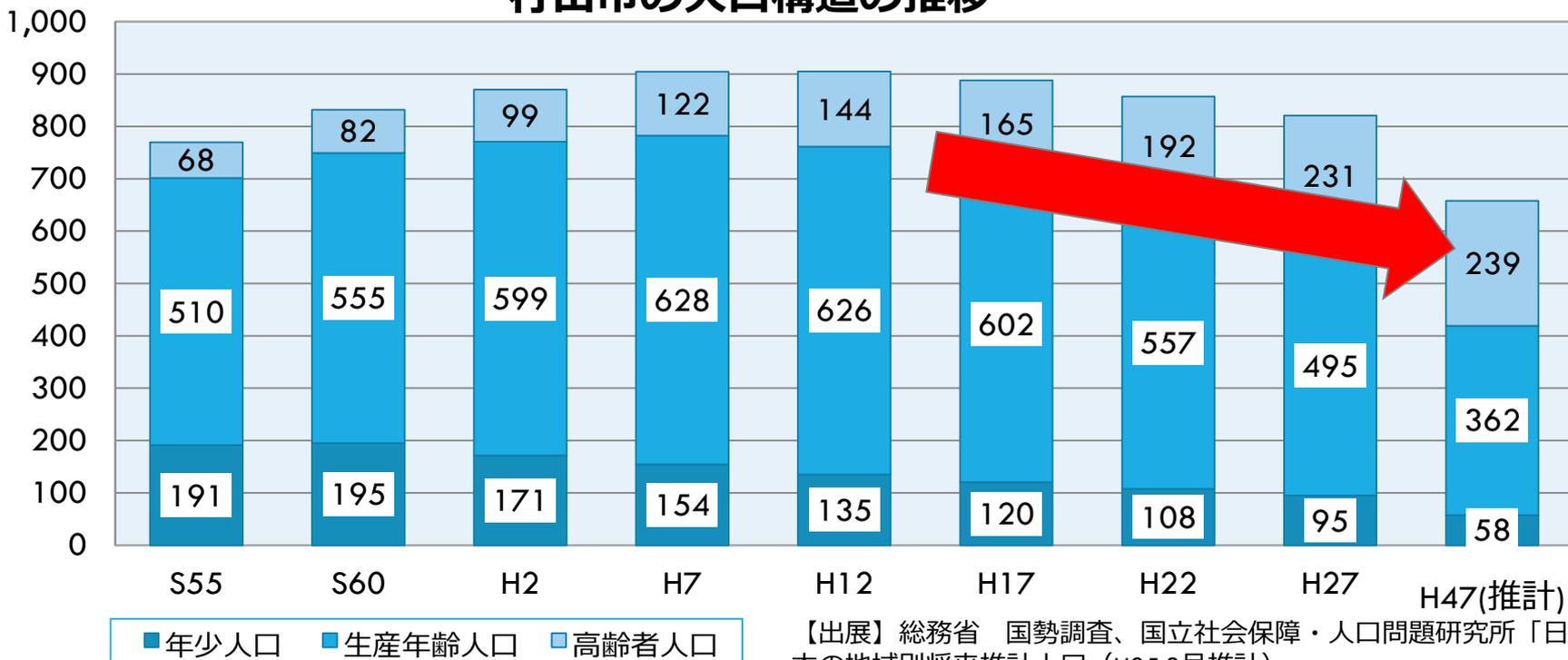
変わってきた人口構造

平成7年をピークに

- 年々人口が減少
- 生産年齢人口と年少人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加

百人

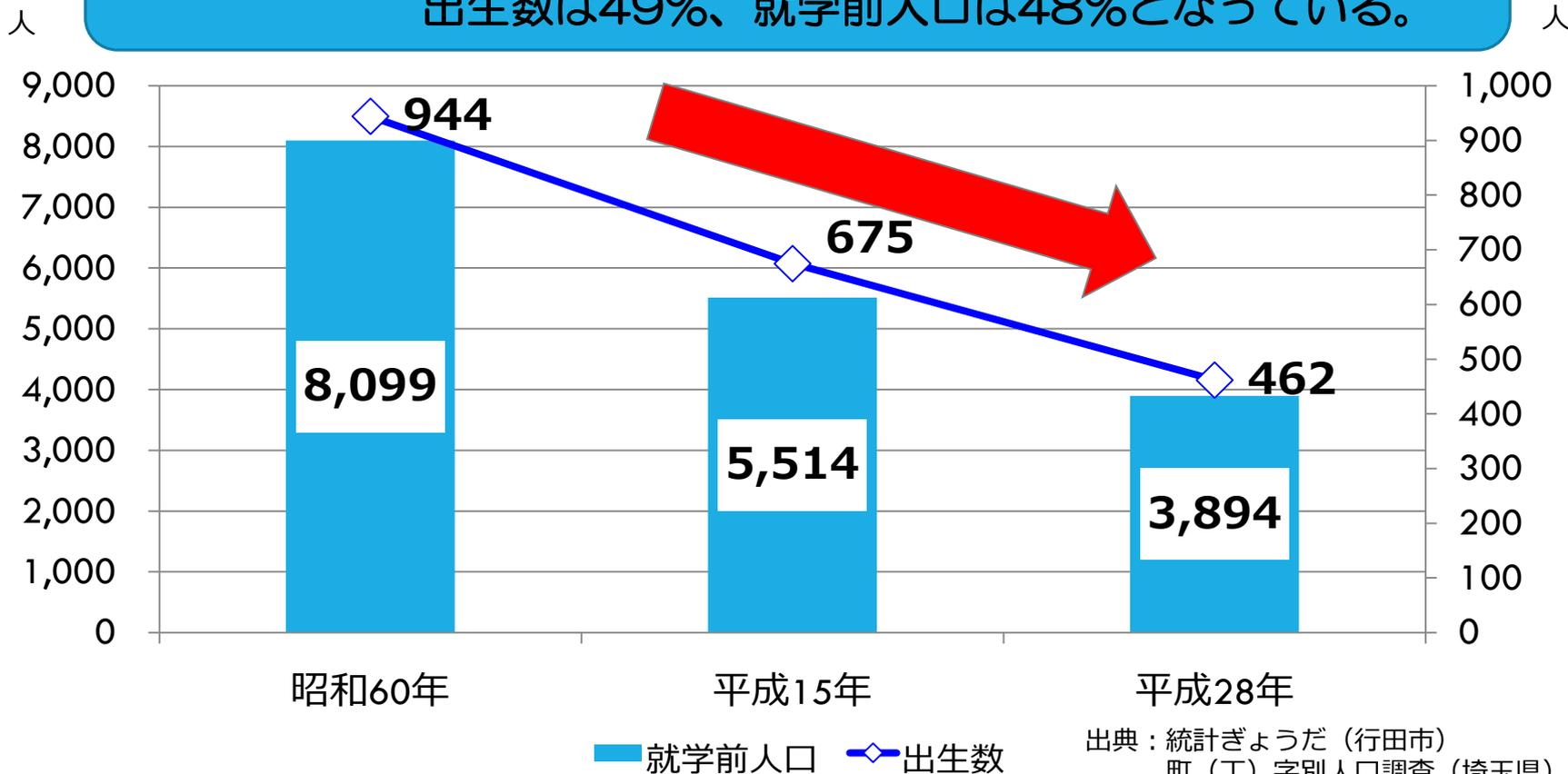
行田市の人口構造の推移



【出展】総務省 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3月推計）」

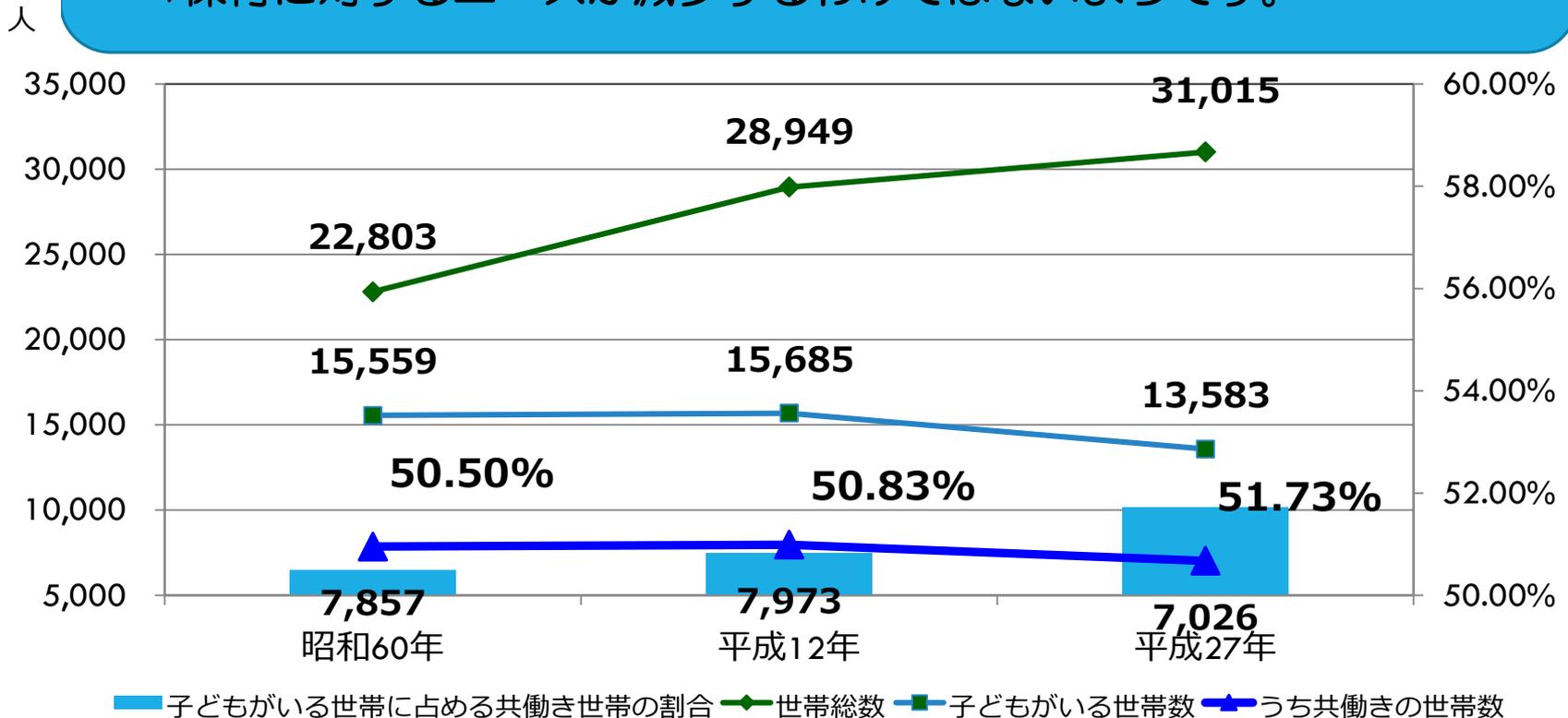
行田市の出生数と就学前人口の動向

出生数及び未就学人口（0～6歳）の数は右肩下がり…
昭和60年と平成28年とを比較すると、
出生数は49%、就学前人口は48%となっている。



子どもがいる世帯の就業状況は…？

世帯総数は増加しているものの、子どものいる世帯数が減少している。
⇒核家族化が進行していることがわかります。
子どものいる世帯の共働き世帯の割合は、増加傾向にある。
⇒保育に対するニーズが減少するわけではないようです。



出典：国勢調査（総務省）（旧南河原村を含む）

行田市の子育て支援

古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ

～第5次行田市総合振興計画～

行田市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念と、それに基づいた将来像を定めた計画。
・計画期間：平成23年度～平成32年度の10年間

《将来像》

古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ

《まちづくりの基本理念》

ひとの元気・地域の元気・まちの元気

8つの大綱

やすらぎ
保健・福祉・医療

快 適
都 市 基 盤

うるおい
環 境

にぎわい
産業・経済・観光

安心・安全
危 機 管 理

はぐくみ
教育・文化・芸術

ふれあい
コミュニティ

信 頼
行 財 政 運 営

行田市では、
こんな支援メニューを用意しています★

行田市の子育て支援メニュー

1)働く子育て家庭を応援！

保育事業

放課後児童健全育
成対策事業

学童保育室
送迎支援事業

病児・病後児
保育事業

一時預かり
事業

ファミリー・サポ-ト・
センター事業

2)子育て家庭への経済的な支援

子育て世帯定住
促進奨励金事業

浮き城のまち・
子育てジョイ・ハピ-事業

パ-パ-・ママ応援ショップ
優待制度

各種手当

こども医療費

3)子育て家庭の外出を支援

パ-パ-・ママ応援ショップ
優待制度

赤ちゃんの駅

地域子育て支援
拠点事業

4)子育ての悩みにも耳を傾けます

地域子育て支援
拠点事業

ショートステイ・
トワイライトステイ事業

家庭児童相談室

1)働く子育て家庭を応援！

放課後の子どもの居場所づくり ～学童保育室と送迎支援事業～

就労等で保護者が放課後家庭にいない小学生を対象に学童保育室で保育を行っています。

- 施設数：公立 16か所、私立 1か所
- 保育時間：学校の授業日⇒放課後～午後7時まで
学校の休日、長期休業期間中⇒午前7時30分～午後7時まで



全ての学校に
学童保育室は
ないのよね？

小学校区内に学童保育室がない小学校に通学している場合は、定員に空きがある他の学童保育室に入室いただき、市の費用で学童保育室まで送り届ける「学童保育室送迎支援事業」を実施しています。



子育てを支援したい人と 受けたい人の支え合い

～ファミリー・サポート・センター事業～

育児の援助をしてくれる方（協力会員）及び育児の援助を受けたい方（依頼会員）による、会員間の育児の相互援助活動を支援しています。

- 援助内容 送迎、一時預かり など
- 援助時間 午前7時から午後7時まで
- 費用負担 月曜～金曜の援助時間内 350円/30分（別途、手数料100円）
援助時間外 400円/30分

ファミリー・サポート・センターは、支援したい人と支援を受けたい人の橋渡し役！

お願いします！

①申込み

行田市ファミリー・サポート・センター

②依頼

③事前打ち合わせ

依頼会員

協力会員

④援助活動

お任せ
ください！



急な保育ニーズにも対応！

子どもが熱を出してしまったけど、どうしても仕事が休めない！
母親が入院することになって、昼間子どもの世話ができない！
…という場合

～病児・病後児保育～

小学校3年生までの児童が病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に病時保育所で保育を行います。

- ・施設数：1か所
- ・保育時間：月曜～金曜
午前8時～午後6時まで
- ・利用料：2,000円

～ショートステイ事業～

保護者が疾病等で家庭での児童の養育が困難な場合に一時的にお預かりする。

- ・実施施設：2か所
- ・対象児童：
6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：
午前～午後にかけての利用
又は宿泊
- ・利用期間：
原則7日以内（延長可）
- ・利用料金：
2歳未満児 9,000円
2歳以上児 4,650円

～トワイライトステイ事業～

保護者が残業等で、家庭での児童の養育が困難になった場合に施設で生活指導や夕食を提供します。

- ・実施施設：2か所
- ・対象児童：
6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：
児童の降園又は下校時～
午後10時まで
- ・利用期間：
原則6ヶ月以内（延長可）
- ・利用料金：
2歳未満児 2,100円
2歳以上児 750円

2) 子育て家庭への経済的な支援

行田市では、子育て家庭向けにこんな特典をご用意！

浮き城のまち子育てジョイ・ハッピー事業

第3子以降のお子さんの誕生を祝して、お祝い品として18,000円相当の「子育てハッピー券」を贈呈します。

ハッピー券は、市内の協賛店舗で様々なハッピーセット（お祝い品）と交換していただけます。協賛店では、協賛ステッカーを掲示しています。

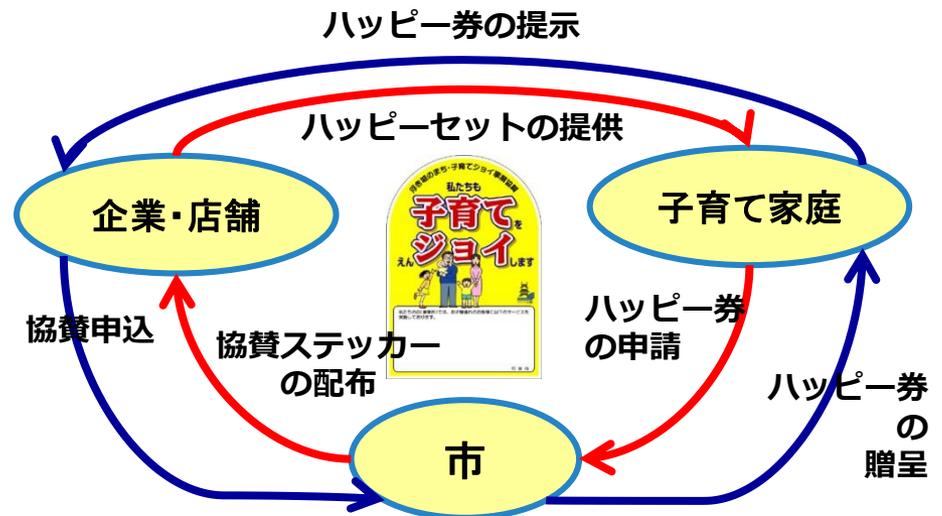
- 協賛店舗数(H30.7月末現在) 18店舗



子育てジョイの協賛店にはこのステッカーが目印！協賛店は、市のHPでも検索できます



http://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/10/kodomo/joy_happy.html



児童手当と 子ども医療費助成制度

～児童手当～

子育て家庭の生活安定のため、中学校卒業までの児童を養育している方へ支給する手当です。

- ・支給月：6月、10月、2月
- *手当の受給には、所得制限があります。

【支給額】

児童の年齢	一人当たりの給付月額
3歳未満	15,000円
3歳以上、 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

～子ども医療費助成制度～

中学校修了までの子どもにかかる医療費の一部負担金を助成します。

子ども医療費受給者証の提示により、市内の医療機関窓口での支払いは不要です。
(一人当たりの一医療機関での支払額が21,000円/月となった場合や受給資格証の提示がない場合は支払いが必要です。)

市外で受診された場合は、医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、後日申請していただくと保険診療分医療費を助成しています。

平成30年10月から
高等学校修了まで
制度拡大!

子育て世帯向けの奨励金制度～

～行田市子育て世帯定住促進奨励金事業～

活力に満ちた元気なまちを維持していくため、経済的にも負担の大きい子育て世帯の住宅取得を支援する「行田市子育て世帯定住促進奨励金」制度を実施しています。

- ・対象世帯：①中学生以下の子を養育する世帯
②出産予定の方がいる世帯（申請時点で妊娠22週以降の方）
- ・対象住宅：①一戸建て住宅
②店舗等の併用住宅（ただし、住宅部分が1/2以上であること）
③マンション等の集合住宅
※マンション等の集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」及び「三世代同居・近居奨励金」のみが該当。

名 称	対 象	住 宅	助成額 (1,000円未満切捨て)
市内事業者施工奨励金	子育て世帯	市内事業者の施工による住宅 (集合住宅および中古住宅を除く)	住宅取得価格(税抜き)の5% * 交付限度額20万円
転入者住宅取得奨励金	市外から転入し、 1年以内の子育て世帯	新築または購入した住宅 (集合住宅および中古住宅を含む)	住宅取得価格(税抜き)の5% * 交付限度額20万円
三世代同居・ 近居奨励金	親世代と同居又は 近居する子育て世帯	新築または購入した住宅 (集合住宅および中古住宅を含む)	住宅取得価格(税抜き)の5% * 交付限度額20万円

※奨励金の一部（10万円を上限）を市内共通商品券で交付

3)子育て家庭の外出を支援!

お出かけ先で、どんどん使えます!

～パパ・ママ応援ショップ優待制度～

妊娠中の方や18歳に達して3月31日までの子どもがいる世帯に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、様々な特典が受けられる優待制度

- ・協賛店舗数 (H30.4月末現在) 22,266店
- ※ 全国で同様の優待制度を実施している子育てサービスを受けることができます。

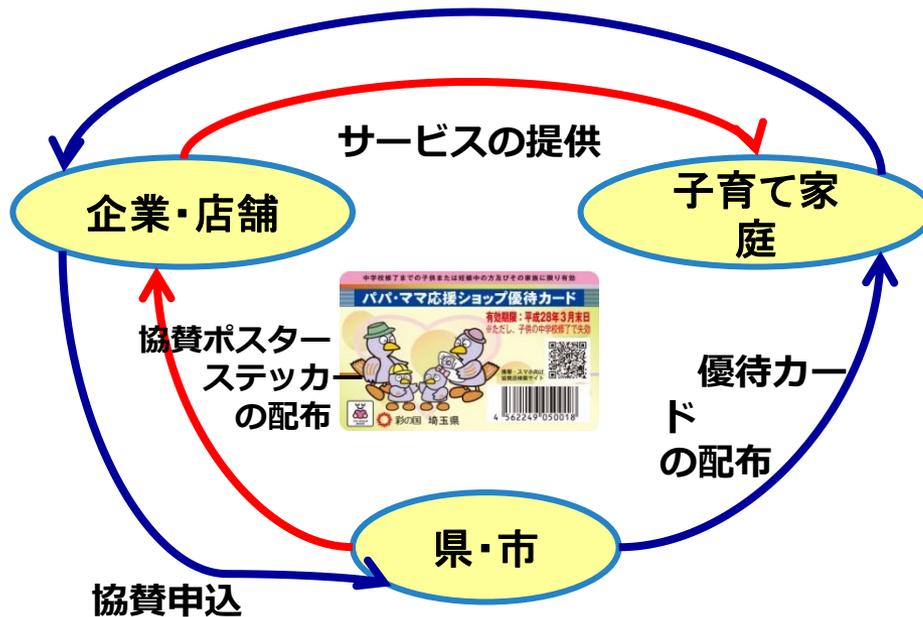
～赤ちゃんの駅設置事業～

「赤ちゃんの駅」とは、誰でもおむつ交換や授乳が出来る施設・店舗の愛称です。

登録施設・店舗は、パパ・ママ応援ショップの協賛店と一体で検索することができます。

- ・登録施設数(H30.4月末現在) 6,005施設

優待カードの提示



このステッカーが目印!



子どもと一緒に遊び場を 提供しています！

～地域子育て支援拠点&児童センター～

地域子育て支援センターやつどいの広場、児童センターでは、子育て中の親子が自由に遊んだり、交流できる場を提供しています。

子育て支援センター：2か所 つどいの広場：5か所 児童センター：1か所

どんなことができるのかな？



親子で自由に遊べ
ます。

ほかにも親子で参
加できる講習会や、
子育てに関する相談
や情報提供もして
います。

まずは、気軽に
遊びにいらしてくだ
さい！



4)子育ての悩みにも耳を傾けます！

子育てや子どもの悩みの相談をお受けします ～家庭児童相談室～

子育ての悩みや子どもの発育上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談に乗っています。

どこへ相談しに行けばいいの
かしら？



相談室は、市役所の子ども未来課内にあります。

面談相談のほか、電話相談もお受けしています。

相談内容の秘密は守られますので、ご安心ください。

一人で悩まないで、まずは相談を！

- 相談時間：
月～金曜日 8:30～12:00
13:00～16:00
- 電話番号：556-1111 内線268

地域子育て
支援拠点でも
子育て相談
できますよ！



ご清聴ありがとうございました！



®行田市



®行田市